

令和6年度直江津中学校いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

II いじめの未然防止

III いじめの早期発見

IV いじめの早期解決のための取組

V いじめ防止等のための組織の設置

VI 重大事態への対応

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめの防止等は、すべての学校・教職員が自分の問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要かつ重大な課題です。いじめをなくすためには、まずは、日ごろから深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、個に応じた分かりやすい授業を行うことが肝要であり、楽しく生き生きとした学校生活につながるものと考えます。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を基本とし、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要があります。

このような考えのもと、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 26 年 3 月に「新潟県いじめ防止基本方針」「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されたことを受け、当校の「いじめ防止等の基本方針」を制定しました。以後、国や県、市の方針の改訂や学校の実情、これまでの知見を踏まえ毎年見直しを行っています。

2 いじめやいじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものや当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと）の高いもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとされる児童生徒の立場に立つて行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<具体的ないじめの態様の例>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

3 いじめ防止等に対する基本理念

「いじめは、どの子にも、どの学校・学級においても起こり得る深刻な人権侵害であること」を十分認識するとともに、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、以下の点を特に踏まえ、未然防止をするとともに、適切に対応する。

（１）「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も許されない。

（２）いじめられているであろう生徒の立場に立ち親身な指導を行うこと

生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとしてはいけない。

（３）いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。家庭と学校が、いじめの基本的な考え方を共有し、密な関係を作る必要がある。いじめが起こった場合は、加害者側、被害者側ともに家庭と学校が同じ歩調で生徒の支援や指導を行う必要がある。また、家庭には、深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

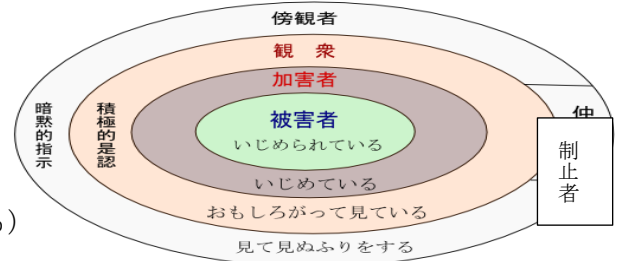
(4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。全ての教育活動を通して、相手のことを考えた関わりについて学ばせるとともに、道徳教育で、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

(5) 家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場を自覚し、その責務を果たす必要がある。地域を挙げて、生徒とともにあいさつ運動やボランティア活動に参加することにより、生徒の関係をづくり、多方面から様々な支援を行う。

(参考) いじめの四層構造



4 いじめの構造

いじめの構造（いじめの4層構造 森田洋司 1986年）

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

「観衆」や「傍観者」が「制止者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。

II いじめの未然防止

1 いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議などで全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく。

- いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
- いじめ問題をテーマにした校内研修の実施
- スクールカウンセラーとの連携強化
- 保護者と相談する機会として、学級懇談会や三者面談の活用

2 生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくためには、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重して、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。また、生徒とともに活動する場面、見守る場面を多くし、生徒の些細な言動からでも生徒の状況を推し量る感性を高めていく。

- カウンセリング研修などの教育相談に関する校内研修の実施
- 「生活ノート」や「週末の振り返り」の活用と丁寧な対応
- 教育相談カードを活用しての教育相談体制の構築
- 生徒のよいところを見付け、「ほめて伸ばす」ことの励行

3 人権を尊重し、豊かな人間性を育む

他人を思いやる心を育むために、特別活動や道徳教育を通して、生命尊重の精神、人権感覚を育むための教育を充実させる。また、ソーシャルスキルトレーニングや体験活動などの推進により、社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 人権教育、同和教育の充実（確実な授業実践と中学校区での合同研修）
- 総合的な学習の時間の充実（勤労体験など）
- 地域貢献活動の充実
- 協働的な学び（学び合い）の推進
- 人とのかかわりを重視した学級活動の推進

4 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

教育活動全体を通じ、教職員が生徒に愛情をもち、温かく接し、生徒が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、生徒の自主的、主体的な活動を推進させる。

- 流れやねらい、成果を可視化するなどユニバーサルデザインの視点を大切に授業づくり
- 生徒会活動、学級活動、部活動などで一人一人の生徒に役割や責任を与える場の設定
- 異学年による「絆づくり活動」を中核にし、生徒会によるいじめ防止に関する活動の取組
 - 中1ギャップ解消を主眼にした「小中スクール集会」の実施
 - 保護者、地域との連携を図った春秋の「挨拶運動」「海岸清掃」の実施

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から復習の教職員で的確に、関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのため、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要である。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒をしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知する。

- 休み時間や清掃時間、放課後など、生徒たちと一緒に過ごす機会を確保する。
- 「生活ノート」や一週間の振り返りを活用し、生徒の思いや変化を把握する。
- 定期的に生徒の情報交換会を実施し、教職員同士で生徒情報を共有する。
- 学級担任のみならず、学年部職員、教科担任、部活動顧問などどの職員にでも相談しやすい関係を構築していく。

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や生徒が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

- 年間計画に教育相談週間を位置付け、相談する時間を計画的に確保する。
- 生徒の変化を見て取り、チャンス教育相談を実施する。
- スクールカウンセラーや教育相談主任（適応指導担当）との連携を強化する。
- 保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

3 アンケート等の記述による把握

教育相談アンケートや毎週末に週の振り返りを実施し、生徒の実態を客観的に把握する。週の振り返りでは、「ズボンおろしといじめの有無」、「心無い声掛けの有無」について選択式で記入させる。実施方法（記名式等）については、状況に配慮して実施する。

○毎週末、「1週間の振り返り」を終学活で記述させる。（資料1）

○教育相談アンケート調査については、教育相談に合わせて実施する。（資料2）

※家庭で記入する無記名アンケートの実施については、様々な観点から検討を行う。

IV いじめ早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要である。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談、いじめの内容によっては警察などの関係機関と連携する必要がある。

教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、組織的な対応ができるよう体制整備を行っていく。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織で対応するために全職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に以下の点に注意して対応する。さらに保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

（1）いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保

いじめの相談や通報にきた生徒から話を聞く場合は、時間や場所などに十分に配慮を行う。それらの生徒を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後活においても教職員が見守る体制を整える。

（2）「いじめ対策委員会」による対応と情報共有

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し全職員の協力体制のもと対応する。

（3）多方面からの情報収集による正確な事実把握

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係生徒や教職員、保護者などの第三者からも事実確認等を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。事実確認を行う場合は、複数の職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等には十分に注意を払う。

（4）関係する保護者への説明と教育委員会への連絡

事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

2 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に対する適切な指導や支援を行う。また、再びいじめを起ささないための学校づくり、集団づくりに取り組む。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。

なお、生徒の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に通報し援助を求める。

（1）いじめられた生徒や保護者への支援

【生徒に対して】

- ・事実確認とともに、いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示す

とともに、できる限りの不安を除去し、心身の安全を保障する。

- ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・生徒の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

【保護者に対して】

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。複数の職員で家庭訪問し、保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれて必要な支援を行う。

（２）いじめた生徒に対しての指導・支援、保護者への助言

【生徒に対して】

- ・正確な事実確認を行った後、生徒が抱える課題など、いじめの背景にも目を向けて指導する。
- ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- ・生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止、特別指導、警察との連携による措置も含め、毅然として対応する。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

【保護者に対して】

- ・複数の職員で家庭訪問等を行い、正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながらいじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。
- ・生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。

（３）周りの生徒たちに対してのはたらきかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせる。いじめを抑止する仲裁者になることや、仲裁できずとも誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。
- ・はやし立てたり同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させる。
- ・必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

（４）経過観察と再発防止に向けた指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ等対策検討会議」で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方に、スクールカウンセラーや関係機関の活用を含め継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

3 いじめ対応の基本的な流れ

対応の流れ

- ①情報を得た職員は、該当学級担任と学年主任に報告する。
- ②学級担任及び学年主任は、生徒指導主事、管理職へ報告する。
- ③事実の把握に向けた会議を行う。
 - ・生徒指導主事と学年（学年主任、学級担任、学年生徒指導担当、部活動顧問等）と情報に詳しい職員などで会議をする。※基本的に最優先させる。
 - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの生徒へ」「何について」等の聞き取り担当と聞き取り内容を確認する。
- ④生徒に事実の把握を行う。
 - ・全体（全校、学年、学級）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報をくれた生徒を「守る」

と「学校をみんなの手で良くしたい」ことを確実に伝える。

- ・情報をもらった後には、その結果と感謝の言葉を必ず返す。
- ・聞き取る基本項目は「いつ、どこで、誰が、どのように、何をした」を正確に聞き取る。
- ・事実の把握が中心であり、指導に力点は置かない。

⑤ 事実に基づきながら、問題の解決に向けた会議を行う。

- ・生徒指導主事と学年主任が、把握した事実を教頭（校長）に報告する。
- ・会議には、教頭（校長）、生徒指導主事、学年主任、学級担任、部活動顧問等、該当生徒の指導にかかわりが深い職員が参加する。

⑥ 生徒へ解決への指導・支援を行う。

- ・被害生徒、保護者への誠意ある対応と同時に、加害生徒、保護者への対応も丁寧に行う。

⑦ 経過・結果を報告する。

⑧ 継続指導と経過観察を行う。

⑨ 再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。

※問題発生時の初期やその後必要に応じて、生徒指導主事と学年主任は、教頭（校長）に内容を報告し、指示をあおぐ。

⑩ いじめの解消について

- ・いじめ発生から3か月以上経ち、なおかつ被害生徒並びに家庭がいじめ再発の心配がないと判断できたときにいじめの解消とする。

問題発生⇒情報を得た職員⇒担任・学年主任⇒生徒指導主事・管理職

会議①（事実の把握に向けて）→教頭（校長）

生徒指導主事、学年主任、学級担任、学年生徒指導担当、部活動顧問等、情報に詳しい職員

⇒生徒へ事実確認⇒

会議②（問題の解決に向けて）→教頭（校長）

生徒指導主事、学年主任、学級担任、学年生徒指導担当、部活動顧問等、情報に詳しい職員

⇒生徒へ解決への指導・支援⇒継続指導・経過観察⇒再発防止・予防的活動

V いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家が参画することにより、より実効のないじめ問題の解決に資することと考えられる。

このことから、いじめ問題への組織的な取組を推進し、共有された情報から組織的に的確に判断するための組織を構成する。この組織が中心となって、教職員全員で総合的ないじめ対策を実施する。

1 「生徒指導部会」の構成

○定例開催（毎週1回開催）

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、生徒指導支援員

○緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任 ※事案により柔軟に構成

2 「適応指導部会」の構成

○定例開催（隔週開催）

校長、教頭、適応指導・教育相談主任、学年適応指導担当、養護教諭、生徒指導支援員、スクールカウンセラー、必要に応じて当該学級担任、特別支援コーディネーター、生徒指導主事

○緊急開催

校長、教頭、教育相談主任、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭 ※事案により柔軟に構成

3 「特別支援教育部会」の構成

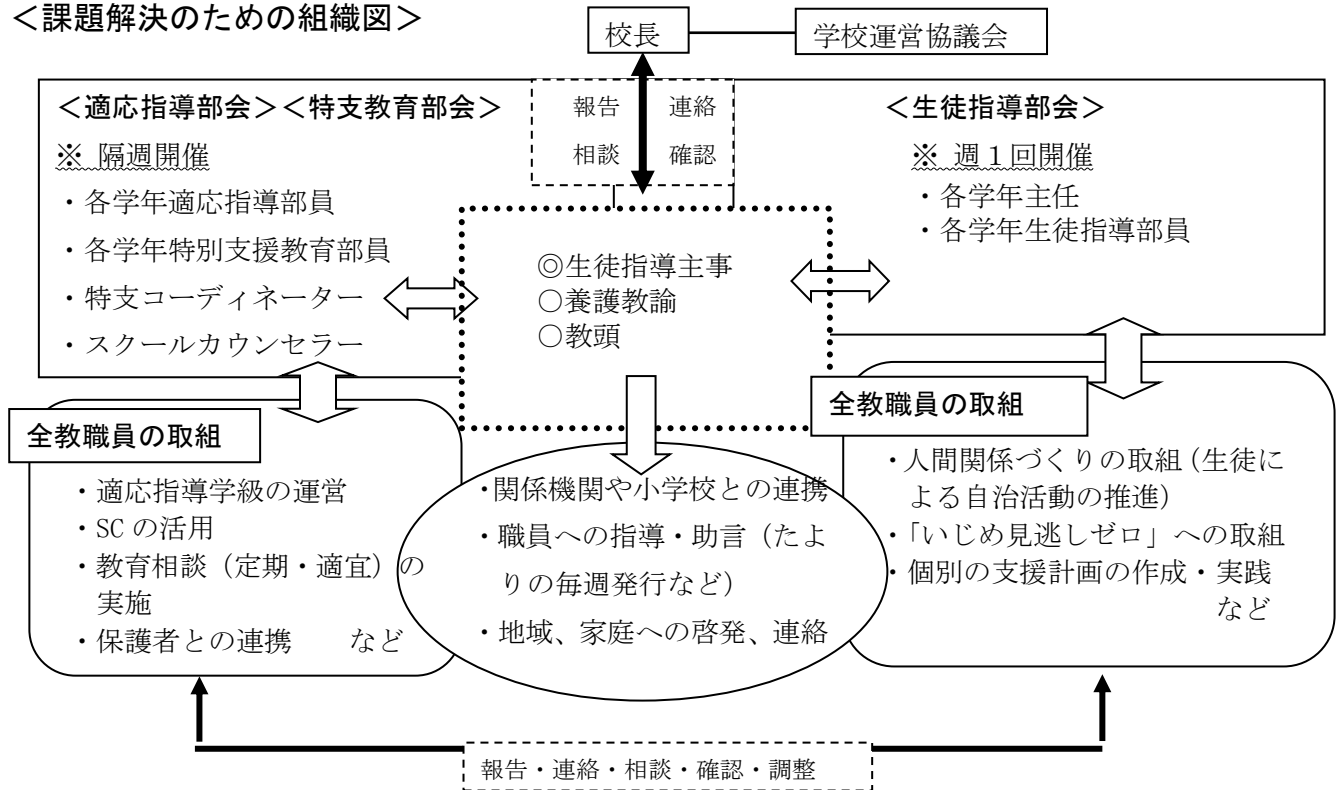
○定例開催（隔週開催）

校長、教頭、特別支援コーディネーター、適応指導・教育相談主任、特別支援学級担任、養護教諭、教育補助員、介護員、生徒指導支援員、**必要に応じて生徒指導主事**

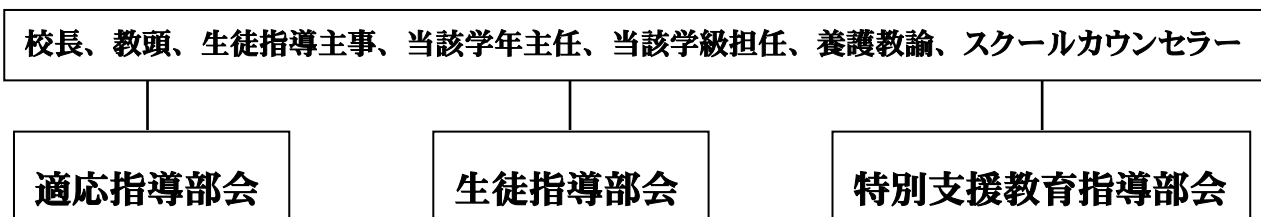
○緊急開催

校長、教頭、教育相談主任、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭 ※事案により柔軟に構成

<課題解決のための組織図>



4 「いじめ対策委員会」の構成 ○ いじめの訴えがあった際に校長が設置する。



VI 重大事態への対応

1 想定される重大事態

生徒がいじめを受けたことにより、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると

認められるとき

(※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
(※学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えた場合でも重大事態が発生したものとして報告・調査する。)

2 重大事態発生時の対応

初期対応

- ①複数人で事実確認を行う。(いじめ対策委員会が主導)
- ②事実確認後に、指導方針を明確にする。
- ③関係家庭へ複数人での家庭訪問を行い、事実を正確に伝えるとともに、指導の方針を説明し、理解を得る。
- ④加害者と被害者について継続的に家庭連絡を行う。

学校が調査主体となった場合

- ①組織による調査体制を整える。(校内設置のいじめ対策委員会の活用)
- ②情報を収集し、事実関係を整理する。
- ③いじめの概要について教育委員会に報告する。
- ④教育委員会からの学校への指導・支援を受け必要な措置をとる。

学校の設置者が調査主体となった場合

- ①設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。